平成２８年（フ）第４９号
岩手県花巻市卸町55番地
破産者　アインテック株式会社
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１２８２号
東京都小金井市本町５丁目15番８―503号ラメゾンブランシュ
破産者　吉田　一樹
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１９号
東京都町田市上小山田町471番地６佐藤ハイツ201
破産者　大河内　強
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１３号
愛知県一宮市木曽川町外割田字天王西77番地
破産者　有限会社加藤メッキ
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６８号
香川県高松市松縄町48番地10　佐々木ビル２階
破産者　株式会社アークプロジェクト
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居779番地１
破産者　合資会社鵜狩商店
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７号
福岡県柳川市下宮永町339番地３
破産者　近藤　久数
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
佐賀市川副町大字大詫間75　株式会社ウッディプロダクツ内、住民票上の住所福岡県大川市大字鐘ケ江115番地１
破産者　橋口　正人
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
福岡県大川市大字向島1597番地１ファミールメゾンＢ棟101号
破産者　大坪　竜太
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
北九州市小倉南区沼本町４丁目３番４―501号
破産者　諸藤　裕也
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７２号
北九州市八幡西区八枝１丁目４番５号（201号）、住民票上の住所北九州市八幡西区沖田５丁目21番43号
破産者　永友　正洋
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７２１号
北九州市門司区大里本町２丁目６番26号
破産者　下村慎太郎
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０９８号
札幌市西区発寒６条14丁目19番12―203号
破産者　多賀　雅美
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２６号
札幌市白石区栄通18丁目３番８号　ハイツサンシャインＢ棟15号室、住民票上の住所北海道江別市牧場町42番地の２
破産者　神田　和登
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８号
秋田県北秋田郡上小阿仁村福舘字菅生沢２番地
破産者　齊藤　　徹
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１２０号
福島市御山字中屋敷97番地の１　おやまワタナベハイツ102、従前の住所栃木県大田原市本町１丁目2701番地11　サイトーバルコニー306号
破産者　内山　公孝
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
福島県伊達市保原町大泉字道城場４番地22
破産者　井間　敏幸
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
富山市婦中町砂子田259番地１　レオパレス柊107号
破産者　天野　忠幸
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
富山県氷見市加納578番地
破産者　桜打　清志
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部